八郎潟町総合教育会議運営要綱

　（目的）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１条の４第１項の規定に基づき、八郎潟町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置することを目的とする。

　（所掌事務）

第２条　総合教育会議は、法第１条の４第１項の規定により、次の各号に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

（１）八郎潟町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議。

（２）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。

（３）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。

　（組織）

第３条　総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

　（会議の招集及び進行）

第４条　総合教育会議は、町長が召集し、その議長となる。

２　議長は、会議の進行をはかる。

３　教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

　（意見の聴取）

第５条　総合教育会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

　（会議の公開）

第６条　総合教育会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合で、構成員の発議により議長が決したときは、非公開とすることができる。

（１）個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。

（２）会議の公正を害するおそれがあると認めるとき。

（３）公益上必要があると認めるとき。

　（議事録の作成及び公表）

第７条　総合教育会議は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

２　議事録の公表は、会議の構成員による議事内容の確認後、前条ただし書きにより会議を非公開とした部分を除き、八郎潟町公式ウェブサイトに掲示することにより行う。

　（調整結果の尊重）

第８条　総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

　（事務局）

第９条　会議の事務局を八郎潟町総務課に置く。

　（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

　　　附則

　この要綱は、平成２７年　５月２９日から施行する。